

通 報

大ト協第44号
令和8年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

令和8年度 EMS機器 (デジタルタコグラフ) 導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器 (デジタルタコグラフ) について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送での受付と致しますので、よろしく願いいたします。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・装置のみのリース、割賦による導入は対象外となります

(新車導入時に車両に装着されている機器についてはリース、割賦による導入を対象とします。ただし、見積書 (もしくは注文書) に装着機器のメーカー名・商品名・単価・台数が明記されていることとします。)

- ・必要書類の領収書等について、支払完了がわかるものの添付が必要となります。

1. 募集期間 令和8年4月1日 (水) ~令和9年2月26日 (金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象機器

(別表) 令和8年度対象機器一覧 (EMS機器) を参照してください。(公社) 全日本トラック協会の定めるEMS機器 (デジタルタコグラフ) とします。助成対象機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

3. 助成額・上限台数

1台あたり機器取得価格（税抜き）の1/2、かつ上限2万円までとし、1事業者あたり上限台数は20台までとします。

※年度内、同一車両の複数回の申請は不可とします。

※取得価格には機器本体価格のほか、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお、事務所用機器・解析ソフト・取り付け工賃等や消費税は対象外とする。

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・和泉ナンバー）に、新品の機器を装着すること。（被けん引、軽自動車、自家用車を除く）

○令和8年4月1日以降に、導入・装着後、代金を支払った機器を助成対象とします。

○賃貸借機器・中古機器等は助成対象外とします。

○1台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、その両方で助成申請できます。対象機器につきましては令和8年度対象機器一覧（EMS機器）にてご確認ください。

○1台の機器で、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・ASV（先進安全自動車）の3つの機能を備えている場合、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で申請するか、ASV（先進安全自動車）として申請してください。

○国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。

5. 助成申請必要書類

①（様式1）令和8年度 EMS機器導入助成金交付申請書（兼誓約書）

②（様式2）EMS機器導入内訳書 兼 機器装着証明書

・機器メーカー名等は、（別表）令和8年度対象機器一覧（EMS機器）を参照してください。

・【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。

③ 請求書等の写し：4月1日以降に発行のもの

・請求書等（新車導入時に装着の場合は見積書（納期予定が令和8年度中であるもの）もしくは注文書）は、購入装置の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）・購入数が明記されたものであること。

※領収書等と金額が一致すること。（請求書等が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

④ 領収書等の写し：4月1日以降に発行のもの

○一括購入の場合

・領収書・振込明細書・支払明細書・受領証等の写し等**支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）**。振込予約済み時点での書類は**不可**とします。

○リース契約・割賦契約による新車購入の場合

・契約書の写し（リース契約書・割賦販売契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しもご提出ください。）

・振込明細書・支払明細書・受領証等**機器の価格を上回る金額の支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）**。振込予約済み時点での書類は**不可**とします。

※振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。

また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。なお、通帳の写しのみは不可とします。

※通帳のコピーのみは不可（ただし、インターネットバンキング等で口座名義が表示される場合は可）

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項】の写し

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

6. その他

○請求書・領収書等の日付が、助成対象期間外の場合は助成いたしません。

○申請書類等に不明瞭な点がみられる場合は、助成いたしません。

○募集期間中に、何度でも申請できます。

○記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

※金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙をお使いください。

○振込手数料・値引き分の助成はいたしません。

○**申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

(申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部

TEL : (06) 6965-4036